

# 年金時効特例法について



〈問合先〉  
岐阜南社会保険事務所  
☎273-6161

## 1. 法律の概要

### 今までの取扱い

○年金記録が訂正された結果、年金が増額された場合でも、時効消滅により直近5年間分の年金に限ってお支払いしていました。

### 今後の取扱い

○「年金時効特例法」の成立により、時効消滅により受け取ることができなかった分も全期間さかのぼってお支払いします。

## 2. 対象となるかた

### ○既に年金記録が訂正されているかた

(1) 年金記録の訂正により年金が増えたが、従来、過去の増額分は時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていたかた

(2) 年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとなったが、従来、過去の分は時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていたかた

〔老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます〕

(3) (1)や(2)に該当するかたが、亡くなられている場合には、そのご遺族のかた

〔未支給年金の時効消滅分が支払われます〕

※ご遺族の範囲は、お亡くなりになった当時、そのかたと生計を同じくされていたかたに限り、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります。

○今後、年金記録が訂正された結果、従来であれば、過去の分は直近5年間分の年金に限ってお支払いすることとなるかた  
〔増額された老齢・障害・遺族年金や未支給年金が支払われます〕

## 3. 必要な手続き

### ○今後、年金記録が訂正されるかた

記録の訂正の手続以外に特別な手続は必要ありません。年金記録の訂正に合わせて自動的に手続を行い、5年を経過した分の年金額もお支払いします。

### ○既に、年金記録が訂正されている受給者のかた

できる限り簡単に手続をしていただけるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送いたします。

※お手続きからお支払いまでの期間は、2~3か月程度です。お支払いの前に、審査結果・振込などのお知らせをいたします。

【問合先】 岐阜南社会保険事務所 ☎273-6161 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165



## 地震に備えましょう

皆さんご存知のように日本は世界有数の地震国です。私たちの住む地域でも東海地震がいつ起きてもおかしくないと危惧されています。

ご家庭での地震対策は万全ですか？今回は、今すぐできる地震対策をいくつか紹介します。

1. 飲料水、非常食、医薬品やラジオなどを準備しておきましょう。

2. 家具類は壁に固定するなど転倒防止措置をし、家具の上に物を置かないようにしましょう。

3. 消火器はすぐに使用できる場所に用意して、使用方法を確認しておきましょう。

4. いざというときの避難場所と、その道順をあらかじめ自分の足で歩いて確

認しておきましょう。

5. 普段から隣近所の人たちとコミュニケーションをとり、いざというときにはお互いに協力しあえるようにしましょう。

また、この時期に各地で開催される防災訓練には積極的に参加し、防災意識を高めていきましょう。



羽島郡広域連合  
☎388-1195